

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	大阪市 地方税事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、地方税事務で特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

地方税事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に機密保護等の誓約書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

平成29年12月11日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税事務		
②事務の内容 ※	<p>【業務全体概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正もしくは決定、税額の更正もしくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務と定められている。特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>【個人住民税】 ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書等）を受付し、管理する。 ③賦課決定等を行った内容について、納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養是正調査、未申告調査等の調査を行う。</p> <p>【固定資産税・都市計画税】 ①償却資産申告書等を送付する。 ②登記所からの通知、実地調査、納税義務者からの申告などに基づいて、土地・家屋・償却資産課税台帳を整備する。 ③固定資産の価格を決定し、縦覧帳簿や名寄帳を作成する。 ④価格の決定、修正及び賦課決定した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ⑤現況確認調査、未申告調査、納税通知書送達先の調査等を行う。 ⑥各種申請の受付事務等を行う。 ⑦住宅用家屋証明書の交付申請に基づき交付する。</p> <p>【軽自動車税】 ①軽自動車等を所有した又は所有しなくなった場合に軽自動車税申告書を受付し、管理する。 ②賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ③市外転出者や死亡者について調査を行う。</p> <p>【事業所税】 ①事業所税申告書を作成し、送付する。 ②事業所税申告書を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④現況確認調査、未申告調査等を行う。 ⑤各種申請書等の受付事務を行う。</p> <p>【市たばこ税】 ①市たばこ税申告書を作成、送付する。 ②市たばこ税申告書を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④未申告調査等を行う。 ⑤各種申請書等の受付事務を行う。</p> <p>【収納管理】 ①市税等の収入の管理を行い、過誤納金が発生した場合は、還付充当を行う。 ②督促状を作成し送付する。 ③口座振替依頼書を受付し、口座振替を行う。</p> <p>【滞納整理業務】 ①納税相談、市税の徴収に関することを行う。 ②滞納処分に関することを行う。</p> <p>【税証明・閲覧業務】 ①税に関する証明書の交付申請に基づき、課税(所得)証明、納税証明、評価(公課)証明・継続検査用納税証明等を発行する。 ②税に関する台帳の閲覧申請に基づき、固定資産課税台帳を閲覧に供する。</p>		
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税務事務システム
②システムの機能	<p>1. 個人住民税機能 1月1日時点で大阪市内に住所がある個人及び大阪市内に事務所・事業所や家屋数がある個人を納税義務者として、納税義務者に対し給与や公的年金等を支払っている者を特別徴収義務者として管理し、課税業務を実施する機能である。納税義務者から提出された市・府民税申告書、国税庁から国税連携システムを経由して授受した確定申告書、特別徴収義務者から提出された給与支払報告書や公的年金等支払報告書等の情報を基に、納税義務者毎の課税額を算出し、納税義務者及び特徴義務者単位で管理すると共に、扶養関係等の各種調査結果や各納税義務者からの減免申請等に基づき課税額の変更を行う。また、課税額を決定する上で必要となる、生活保護の受給状況・障がい者手帳の交付状況、国民健康保険料や介護保険料の納付状況等の情報について福祉局等の住民情報系基幹システムからリンケージにより情報を取得し管理する。さらに、決定した課税額についての調定決議を実施し、調定後の課税額を収納管理機能へ連携する。</p> <p>2. 固定資産税(土地・家屋)機能 1月1日時点での固定資産(土地・家屋)の所有者を納税義務者、また当該固定資産(土地・家屋)を課税客体として、固定資産税及び都市計画税の課税業務を実施する機能である。法務局からの登記情報やその他実地調査による土地・家屋の情報や納税義務者、共有者等の情報を捕捉・管理するほか、土地・家屋の情報や路線価の情報、その他価格補正率等の情報を基に、課税標準となる土地・家屋の評価額及び固定資産税(土地・家屋)の課税額を算出し、管理する。なお、土地の評価額の基礎となる情報については、地理情報システムで取得した情報を固定資産税(土地・家屋)機能に連携する。また、家屋の評価対象としなかった資産情報について、固定資産税(償却資産)機能に連携する。さらに、納税義務者からの審査申出等による評価額の修正や減免等による課税額の異動を行うと共に、決定した課税額についての調定決議を実施し、調定後の課税額を収納管理機能へ連携する。</p> <p>3. 固定資産税(償却資産)機能 1月1日時点での固定資産(償却資産)の所有者を納税義務者、また当該固定資産(償却資産)を課税客体として、固定資産税の課税業務を実施する機能である。事前送付を受けて1月31日までに納税義務者から提出される償却資産申告書(電子申告分(eLTAX)含む)、またその他実地調査により、償却資産の情報や納税義務者の情報を捕捉・管理するほか、管理している償却資産の耐用年数や取得価額等に基づく課税標準額から課税額を算出し、管理する。また、納税義務者からの審査申出等による評価額の修正や減免等による課税額の異動を行うと共に、決定した課税額についての調定決議を実施し、調定後の課税額を収納管理機能へ連携する。</p> <p>4. 軽自動車税機能 4月1日現在で大阪市内を定置場とする原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車を所有している人を納税義務者とし、当該軽自動車を課税客体として課税業務を実施する機能である。納税義務者から提出又は大阪府軽自動車税協議会等から送付された課税客体に係る申告書を基に課税客体の課税額を算出し管理する。また、所有状況調査等の各種調査結果や各納税義務者からの減免申請等に基づき課税額の変更を行う。さらに、決定した課税額についての調定決議を実施し、調定後の課税額を収納管理機能へ連携する。</p> <p>5. 事業所税機能 事業所等において事業を行う法人または個人を納税義務者として、課税業務を実施する機能である。納税義務者から提出される法人等設立申告書や貸ビル申告書、固定資産税(家屋)との実合調査や実地調査を基に事業所用家屋の床面積等を管理し、同じく納税義務者から提出された申告書(電子申告分(eLTAX)含む)の内容を基に課税額を管理すると共に、各種調査結果や納税義務者からの減免申請等に基づき課税額の変更を行う。また、決定した課税額についての調定決議を実施し、調定後の課税額を収納管理機能へ連携する。</p> <p>6. 収納管理機能 各課税機能から引き継がれた調定額に基づき、市税等の収納状況を管理するための機能である。各税目から調定額を引継ぐとともに、収入報告書データ(納付情報等)をもとに収入消込を行う。納付方法として、窓口納付(市税事務所、銀行等)口座振替、コンビニ納付、電子納付(MPN)(ATMやインターネットバンキング等を利用した納付)に対応している。また、過誤納金の還付・充当、未収金の発生に伴う延滞金の算出及び督促状の作成を行う。さらに、納税義務者等から提出された口座振替依頼書に基づく口座情報の管理、納税貯蓄組合に係る情報の管理を行う。未収金管理より督促状を送付した納税義務者に係る情報を滞納整理機能に連携する。</p> <p>7. 滞納整理機能 滞納になった納税義務者情報や各交渉記録及びその滞納処分等に関する情報を管理する機能である。収納管理機能から引き継がれた滞納者及び滞納者に係る未収金の情報を基に、滞納者に対して行った財産調査の結果、納税交渉の経過内容等を登録・管理する。また、滞納処分を執行する必要がある者を抽出し、滞納処分決議の結果を登録・管理する。滞納処分を実行しても実益がないと認められる者等を抽出し、停止や即時消滅の決議の結果登録・管理する。納付書、文書催告、差押に関する通知を行うための帳票、未納額明細、徴収金明細等を出力する。</p>

8. 市たばこ税機能

大阪市内の小売販売業者に製造たばこの売渡し等をした卸売販売業者等を納税義務者として課税業務を実施する機能である。納税義務者からの申告書等の提出を受けて、提出された申告書の内容を管理し、各種調査結果や納税義務者からの課税免除申請に基づき課税額の変更を行う。また、決定した課税額について、調定後の課税額を収納管理機能へ連携する。

9. 業務共通機能

業務アクセス権限の制御、帳票印刷機能等、各機能を実現する上での共通機能を取り出し、それらを1つの機能として取り纏めたものである。

10. 宛名管理機能

他のサブシステムにて使用する納税者の情報、また納税者の氏名・住所・帳票出力における送付先等を一元的に管理する機能である。住民基本台帳等事務システムの情報を基に、大阪市の納税者になる市民の情報を登録するほか、各課税業務における申告書の入力業務や調査に係る住所情報の入力業務等に合わせて送付先住所・電話連絡先等の情報を入力・更新し、納税義務者の住所(所在地)・送付先等を管理する。また、管理した納税者情報及び送付先住所・電話連絡先等の情報について、各機能と連携する。

11. 統計機能

納税者情報、課税客体情報、賦課情報、収納情報等の各種情報を基に、データの抽出・集計及び統計帳票の作成を実施する。統計機能の構築には、パッケージソフトウェアを適用する。

12. 基幹連携機能

税務事務を実施する上で必要となる国税連携情報、電子申告情報及び電子納税情報等を外部システムと連携し、税務事務システムへ取込、又は税務事務システムから出力する機能である。審査システムからは個人住民税、法人住民税、事業所税及び固定資産税(償却資産)における電子申告情報及びその利用届出に係る情報を取り込み各機能に引き渡す。また各機能からプレ申告等データを引き継ぎ、審査システムに出力する。国税連携システムからは個人住民税の課税に係る確定申告書等の情報を取り込み個人住民税機能に引き渡す。年金特徴システムから個人住民税の課税に係る団体回付データ(配信)を取り込み、個人住民税機能に引き渡す。また個人住民税機能から団体回付データ(集信)を引き継ぎ、年金特徴システムに出力する。

13. 税証明機能

証明発行の請求があった場合に、他のサブシステムにて保有する情報を基に、証明書を作成する機能である。

14. 電子申告等システム機能(審査システム、国税連携システム)

一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、委託利用型として認定委託先事業者からのサービス提供を受けるものである。

主な機能は次のとおり。

(審査システム)

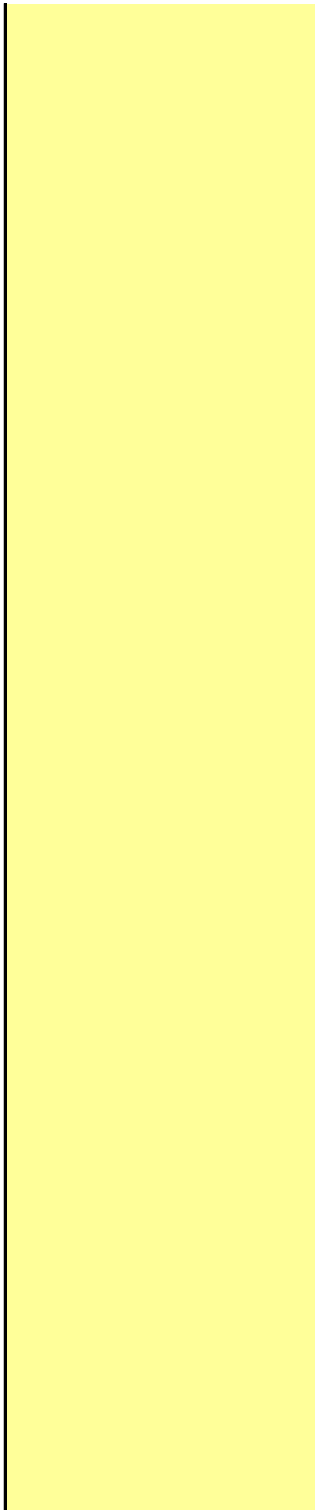
・個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。

・固定資産税(償却資産): 償却資産の所有者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。

・事業所税: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。

(国税連携システム)

国税庁から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。



③他のシステムとの接続

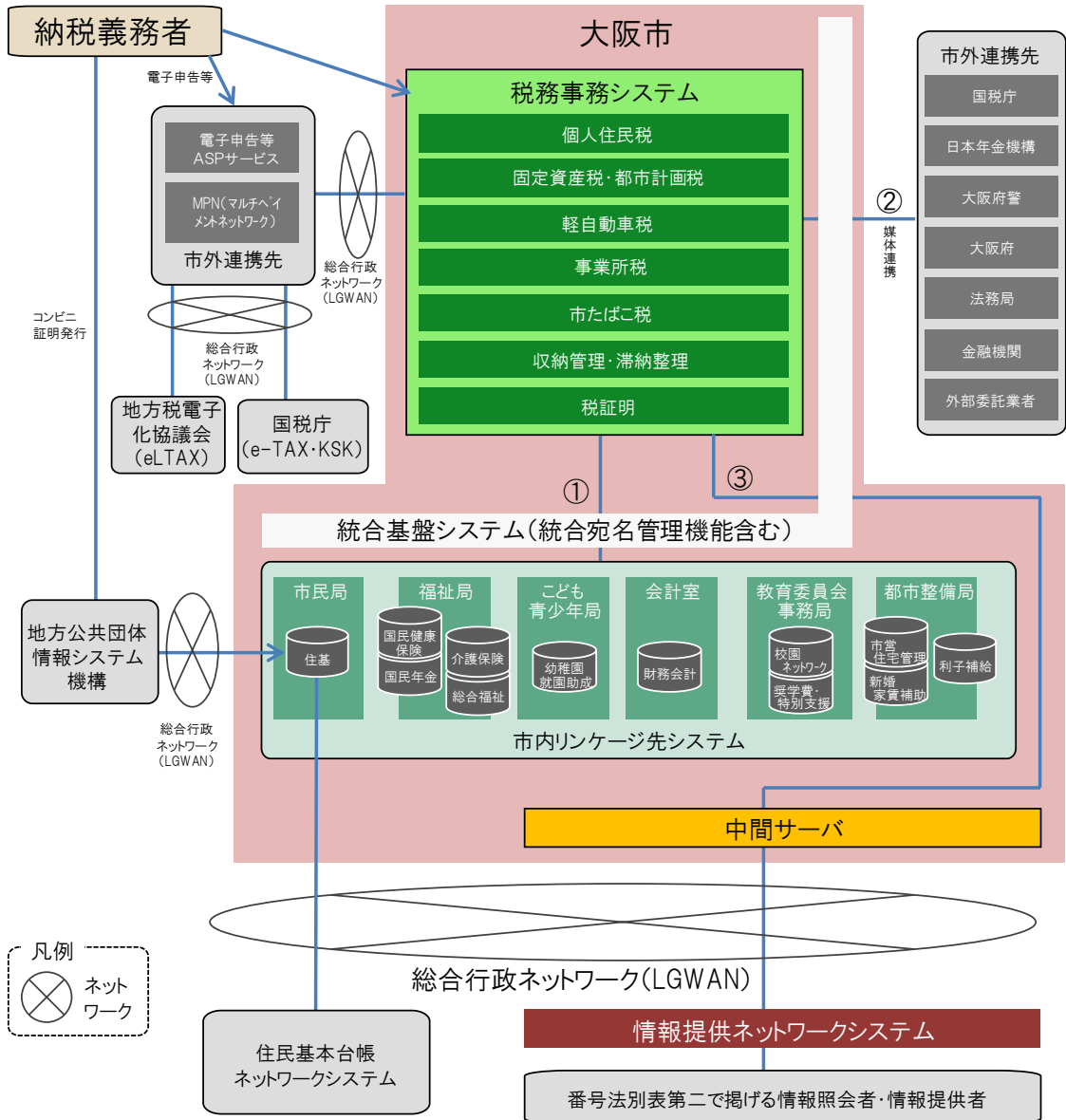
- 情報提供ネットワークシステム
- 住民基本台帳ネットワークシステム
- 宛名システム等
- 庁内連携システム
- 既存住民基本台帳システム
- 税務システム
- その他 (国民健康保険等システム、介護保険システム、総合福祉システム、中間サーバー、統合基盤システム、地方税ポータルシステム(eLTAX))

システム2	
①システムの名称	統合基盤システム
②システムの機能	<p>1. 統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合利用番号を付番する機能。付番した団体内統合宛名番号を業務システム、中間サーバーへ連携する機能。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能</p> <p>3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーからの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能</p> <p>4. 業務システム連携機能 業務システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号を通知する機能</p> <p>5. セキュリティ関連機能 業務システムのサーバーや端末に対し、ウイルスのパターンファイルの配布を行う機能</p> <p>6. 認証機能 業務システムを利用できるユーザとその業務権限について認証を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー、連携するシステム全て)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、本市内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報の受領を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合基盤システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法により、本人確認の際に個人番号を確認する事務が求められる。 ・他市町村、他機関と情報提供ネットワークシステムを介して税情報を連携する。 ・個人の特定及び個人の宛名の突合における効率化と正確性の向上により、適正かつ公平な事務を行う。
②実現が期待されるメリット	<p>(1)事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 ・各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(納税証明書等)を省略できる。</p> <p>(2)行政事務の効率化と、より公平で正確な税負担の実現 ・市が保有する各種所得情報を番号を用いて正確かつ効率的に名寄せ・突合することにより、所得の過少申告や税の不十分な充当処理による還付等を効率的に防止・是正できる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>(1)番号法第9条第1項 別表第一 第16の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第16条</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 (1)番号法第19条第7号 別表第二の27の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。)第20条</p> <p>【情報提供】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (2)番号法別表第二の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部管理課
②所属長	燈田 豊
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容

(1) 行政機関間等情報連携イメージ



(備考)

- ・大阪市内部での情報連携については統合基盤システムを通じて行う、又は直接連携する。(①※)
- ・大阪市外部との情報連携については統合基盤システムにより媒体にて行う、又は直接連携する。(②※)
- ・大阪시가他行政機関等の業務システムにおいて管理している特定個人情報の情報提供を求める場合は、大阪市の保有する中間サーバを介し、国が管理する情報提供ネットワークシステムを経由して行う。(③)
- ・情報照会を依頼された情報提供ネットワークシステムは、正しい照会依頼であった場合にのみ情報提供者の他行政機関等に仲介を行う。
- ・情報照会者が情報提供者に対し直接要求を出すのではなく、情報提供ネットワークシステムにアクセス許可証の発行を求め、許可された上で連携を行うことで、信頼性のある情報連携を実現する。
- ・セキュリティの観点により、中間サーバには個人番号及び基本4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」以下同じ)を保有せず、符号及び団体内統合宛名番号の保有により本人を特定する。

※特定個人情報の連携については、①②のうち、市内住基システムとの連携時及び本市条例で規定された情報連携時にのみ実施する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者・被扶養者調査対象者及び課税調査対象者等
その必要性	・賦課徴収事務における本人確認及び名寄せを行うため ・所得・控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [○] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号) : 対象者を正確に特定するため ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報 : 賦課徴収・調査業務に必要 ・国税関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、障がい者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報 : 賦課徴収・調査業務に必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	大阪市財政局税務部、各市税事務所、市債権回収対策室、区役所(税証明窓口)
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (市民局、福祉局、子ども青少年局) [○] 行政機関・独立行政法人等 (国税当局、軽自動車税協会、陸運支局、日本年金機構、地方公共団体情報システム機構) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村・都道府県) [○] 民間事業者 (特別徴収義務者) [○] その他 (年金支払者)

<p>②入手方法</p>	<p>[<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))</p>
<p>③入手の時期・頻度</p>	<p>【個人住民税】</p> <p>○入手元(本人又は本人の代理人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙 <p>○入手元(評価実施機関内の他部署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は住民基本台帳等事務システム ・医療保険関係情報／年1回／入手方法は国民健康保険等システム ・障がい者関係情報／年1回／入手方法は総合福祉システム ・生活保護関係情報／年1回／入手方法は総合福祉システム ・介護保険関係情報／年1回／入手方法は介護保険システム <p>○入手元(行政機関・独立行政法人等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書等／提出を受けた都度／入手方法は国税連携システム又は紙 ・年金特別徴収関係情報／月1・2回／入手方法は地方税ポータルシステム <p>○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム ・生活保護関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム ・地方税関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム、国税連携システム ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム <p>○入手元(民間事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与支払報告書／提出を受けた都度／入手方法は紙、光ディスク等又は地方税ポータルシステム <p>○入手元(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金等支払報告書／提出を受けた都度／入手方法は紙、光ディスク等又は地方税ポータルシステム <p>【固定資産税・都市計画税】</p> <p>○入手元(本人又は本人の代理人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙又は地方税ポータルシステム <p>○入手元(評価実施機関内の他部署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護関係情報／必要になった都度／入手方法は総合福祉システム ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は住民基本台帳等事務システム <p>○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム ・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム <p>【軽自動車税】</p> <p>○入手元(本人又は本人の代理人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙 <p>○入手元(評価実施機関内の他部署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／住民基本台帳等事務システム <p>○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム ・軽自動車検査情報／異動のあった都度／入手方法は軽自動車検査情報提供システム利用 <p>○入手元(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税申告書／月2回／入手方法は紙 <p>【事業所税】</p> <p>○入手元(本人又は本人の代理人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙又は地方税ポータルシステム <p>○入手元(評価実施機関内の他部署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は住民基本台帳等事務システム <p>○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム

		<p>【市たばこ税】</p> <p>○入手元(本人又は本人の代理人) ・市たばこ税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙</p> <p>○入手元(評価実施機関内の他部署) ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は住民基本台帳等事務システム</p> <p>○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム</p> <p>【収納管理・滞納整理】</p> <p>○入手元(評価実施機関内の他部署) ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は住民基本台帳等事務システム ・国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料、児童福祉施設等徴収金滞納情報／毎年5月、6月／入手方法は媒体</p> <p>○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム</p>
④入手に係る妥当性		賦課徴収業務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報収集を行う必要がある。
⑤本人への明示		番号法第9条、地方税法及び市税条例等に税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。
⑥使用目的 ※		<p>・適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効率的にできるよう個人番号を利用する。</p> <p>・各種申請・申告等に必要な添付書類が省略できるなどの納税者の利便性向上のために利用する。</p> <p>・適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、個人番号を使用して課税内容が適正かどうかの確認を行う。</p>
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	大阪市財政局税務部、各市税事務所、市債権回収対策室、区役所(税証明窓口)
	使用者数	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
⑧使用方法 ※		<p>1 業務全般…本人確認を行う際に個人番号を使用する。</p> <p>2 申告書等受付業務…納税義務者(代理人)より提出された申告書等に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。</p> <p>3 賦課決定・賦課更正業務…納税通知書等に個人番号を出力し、納税義務者へ送付する。</p> <p>4 調査業務…生活保護受給情報、障がい者情報、所得情報、扶養関係情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定、扶養是正等を行う。</p> <p>5 徴収業務…還付請求、徴収猶予、相続人承継における本人確認を行う際に使用する。(上記1～4に含む。)</p>
情報の突合 ※		内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
情報の統計分析 ※		特定の個人が判別できる情報の統計や分析は行わず、調定額、納税義務者数などの統計情報を作成する。
権利利益に影響を与え得る決定 ※		価格決定・修正、賦課決定、更正決定、減免決定、滞納処分
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (13) 件
委託事項1	大阪市税務事務システム等再構築・運用保守業務委託
①委託内容	税務事務システムの運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性 システムの安定した運用実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)
⑤委託先名の確認方法	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名	株式会社 日立製作所 関西支社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない(ただし簡易な業務は除く)。また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容等をホームページで公表する。
	⑨再委託事項 業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務
委託事項2	中央情報処理センター運用業務委託
①委託内容	中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、帳票印刷、入出力媒体の管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性 システムの安定した運用実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		アクセンチュア株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		基幹系システム統合基盤運用保守
①委託内容		基幹系システム統合基盤の維持管理にかかる運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性	安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (サーバー設置場所における運用保守のみのため提供しない。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		(株)エヌ・ティ・ティ・データ関西
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。
	⑨再委託事項	統合基盤システムに関する製造、試験、環境構築(本番・保守)、及び運用保守における一部業務

委託事項4		バックアップ用媒体の運搬および保管業務委託
①委託内容		災害時等のデータ復旧のためバックアップデータを記録した外部記憶媒体の運搬および保管。外部記憶媒体を保護ロッカーに格納し施錠したうえで遠隔地へ保管を委託する。また、当該データ必要時には本市へ当該媒体を格納した保護ロッカーを配送する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <small><選択肢></small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性	災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報の保管を専門の民間事業者へ委託している。なお、保管するのみで直接的に個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取り扱いについては契約条項に定めている。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (鍵付の保護ロッカーに媒体を格納し、委託業者に預けている。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		阪神不動産(株)
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項5		納税通知書等の出力業務
①委託内容		納税通知書等の出力業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <small><選択肢></small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者・特別徴収義務者
	その妥当性	帳票出力については大量に印刷処理を行うためのプリンター等が必要である。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		塚田印刷株式会社、株式会社コーユービジネス、東洋印刷株式会社、レスター工業株式会社

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない(ただし簡易な業務は除く)。また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容等をホームページで公表する。	
	⑨再委託事項	業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務	
委託事項6		納税通知書等の各種事後処理	
①委託内容		納税通知書等の封入・封緘等の事後処理	
再委託	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者	
	その妥当性	短期間に大量の処理を行う必要があるため。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	
⑥委託先名		塚田印刷株式会社、株式会社コーユービジネス、東洋印刷株式会社、コンピューターサプライ株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない(ただし簡易な業務は除く)。また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容等をホームページで公表する。	
	⑨再委託事項	業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務	
委託事項7		課税資料入力等業務	
①委託内容		公権力の行使に当たらない業務の範囲における電話対応・課税資料の受付・点検・データ化・入力業務等	
再委託	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者・特別徴収義務者及び課税資料の提出があった者	
	その妥当性	課税資料の入力を短期間で大量に処理するため。	
③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [○]紙 [○]その他 (税務事務システムを操作させる場合は、執務室内で操作させている。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		TIS株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない(ただし簡易な業務は除く)。また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容等をホームページで公表する。
	⑨再委託事項	業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務
委託事項8		納税推進センター業務
①委託内容		公権力の行使にあたらぬ業務の範囲で、滞納者に対して、電話や文書による納付の督促、照会文書の作成・送付、回答等の端末機への入力等のほか、端末調査によるリスト作成などの一連の業務を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	滞納者
	その妥当性	滞納者に対して、公権力の行使にあたらぬ範囲で、「①委託内容」に挙げた事業を効率的に行う必要があるため。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他 (執務室内で税務事務システムを直接操作させており、委託先に特定個人情報) 報を提供することはない。
⑤委託先名の確認方法		本市ホームページの入札契約情報及び委託料支出一覧にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社 セゾンパーソナルプラス
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない(ただし簡易な業務は除く)。また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容等をホームページで公表する。
	⑨再委託事項	業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務
委託事項9		搬送業務
①委託内容		各種出力帳票の引取り・仕分け・搬送及び課税資料・媒体等の搬送業務(入力・出力・事後処理業務に附随するものは除く)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部

	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者	
	その妥当性	ICT戦略室ICT統括担当等で作成される帳票等が大量にあり、それらの搬送が必要となるため	
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。		
⑥委託先名	インターナショナルエクスプレス株式会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項10		地方税ポータルシステムASPサービス提供業務	
①委託内容	市税の電子申告・国税連携・年金特徴・電子納税を取り扱うための審査システム等ASPサービスの提供を受け、地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用する。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税、事業所税、固定資産税の納税義務者及び申告等を行う者	
	その妥当性	地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて申告等を行う者のデータの送受信が必要であるため。	
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))		
⑤委託先名の確認方法	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。		
⑥委託先名	TIS株式会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない(ただし簡易な業務は除く)。また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容等をホームページで公表する。	
	⑨再委託事項	業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務	

委託事項11		平成28年度 社会保障・税番号制度に係る大阪市税務事務システム整備業務委託	
①委託内容		番号制度に伴う大阪市税務事務システムの改修業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。	
	その妥当性	システム機能構築実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。(大阪市税務事務システム等再構築・運用保守業務委託業者との特名随意契約)	
③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)	
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	
⑥委託先名		株式会社 日立製作所	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない(ただし、簡易な業務は除く)。また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額等をホームページで公表する。	
	⑨再委託事項	業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務	
委託事項12		平成28年度 社会保障・税番号制度に係る大阪市税務事務システム整備(追加)業務委託	
①委託内容		番号制度に伴う大阪市税務事務システムの改修業務(要件追加)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。	
	その妥当性	システム機能構築実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。(大阪市税務事務システム等再構築・運用保守業務委託業者との特名随意契約)	
③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)	
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	
⑥委託先名		株式会社 日立製作所	

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない(ただし、簡易な業務は除く)。また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額等をホームページで公表する。	
	⑨再委託事項	業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務	
委託事項13		国民健康保険等システム及び介護保険システムの再構築に伴う大阪市税務事務システム(個人市民税)の改修業務委託	
①委託内容		国民健康保険等システム及び介護保険システムの再構築に伴う大阪市税務事務システムとの情報連携に係るシステム改修業務委託	
再委託	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。	
	その妥当性	システム機能構築実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。(大阪市税務事務システム等再構築・運用保守業務委託業者との特名随意契約)	
③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)	
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	
⑥委託先名		株式会社 日立製作所	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない(ただし、簡易な業務は除く)。また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額等をホームページで公表する。	
	⑨再委託事項	業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (63) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (25) 件 [] 行っていない
提供先1	別紙のとおり
①法令上の根拠	別紙のとおり
②提供先における用途	別紙のとおり
③提供する情報	別紙のとおり
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別紙のとおり
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	別紙のとおり
移転先1	別紙のとおり
①法令上の根拠	別紙のとおり
②移転先における用途	別紙のとおり
③移転する情報	別紙のとおり
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙のとおり
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	別紙のとおり

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>【特定個人情報の保管場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報はシステム用ファイルとして税務事務システム(電子申告等システムにおける認定委託先事業者を含む)、統合基盤システム、中間サーバーのサーバー内に格納している。 ・バックアップデータを記録した媒体については、情報システム室内に保管している。また、災害等に備えて大阪府外の遠隔地に保管している。 ・特定個人情報が記載されている申告書等の紙資料については、施錠可能な事務室、保管庫、ロッカー等にて保管している。 <p>【保管場所の状況】</p> <p>①税務事務システム(及び統合基盤システム)のサーバーは、入退館管理を24時間行う警備員を配置し、機械警備の実施や館内に監視カメラを設置する中央情報処理センター内の情報システム室に設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央情報処理センターは入退館時にID及び生体認証装置による認証を行っており、情報システム室はICカードと暗証番号により入室制限を行っている。 <p>②中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 734 466 875"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="466 734 1519 875"> <p><選択肢></p> <p>[定められていない]</p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 875 466 1081"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="466 875 1519 1081"> <p>【システムファイル】</p> <p>地方税法第17条の5において、更正・決定等の期間制限が定められているが、訴訟事案等の対応の観点から常用保存としている。</p> <p>【紙帳票】</p> <p>地方税法第17条の5に規定される更正・決定等の期間制限に応じて、それぞれの帳票ごとに保存年限を定めている。</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p><選択肢></p> <p>[定められていない]</p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>【システムファイル】</p> <p>地方税法第17条の5において、更正・決定等の期間制限が定められているが、訴訟事案等の対応の観点から常用保存としている。</p> <p>【紙帳票】</p> <p>地方税法第17条の5に規定される更正・決定等の期間制限に応じて、それぞれの帳票ごとに保存年限を定めている。</p>
<p>期間</p>	<p><選択肢></p> <p>[定められていない]</p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>【システムファイル】</p> <p>地方税法第17条の5において、更正・決定等の期間制限が定められているが、訴訟事案等の対応の観点から常用保存としている。</p> <p>【紙帳票】</p> <p>地方税法第17条の5に規定される更正・決定等の期間制限に応じて、それぞれの帳票ごとに保存年限を定めている。</p>				
<p>③消去方法</p>	<p><税務事務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データについては、保存期間経過後、システムにてデータベースより削除する。 ・データが記録された情報資産を廃棄する場合は、物理的破壊や専用ソフトにより情報の復元ができないように完全に消去する。 ・バックアップデータについては、保存期間経過後、システムにてバックアップ媒体より削除する。 <p><帳票等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存年限を過ぎた申告書等の紙資料については、溶解処分を行う。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>				

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【申請者からの提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が書面を提出する際に、本人が本人（生計を一にするもの含む。以降、同様の定義とする）以外の情報を誤って記載することがないようにチェックを行う。 ・税務業務に係る各種申請に関し、個人番号カード、通知カード、住民票の写し、運転免許証等により申請者の本人確認を行う。 ・記載要領を充実し、誤った記載をしないようにする。 ・地方税ポータルシステム（eLTAX）からの入手においては、電子証明書による本人確認や提出先を特定する等により対象者以外の情報が入手できないようにシステムで制御している。 <p>【他部署からの提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報入手の際、個人番号等により対象者を指定することにより、対象外の情報を入手するリスクを低減する。 ・地方税ポータルシステム（eLTAX）からの入手においては、電子証明書による本人確認や提出先を特定する等により対象者以外の情報が入手できないようにシステムで制御している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【申請者からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式とする。 ・記載要領を充実し、誤った記載をしないようにする。 <p>【他部署からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報入手の際、不要な項目を取得できないようにすることにより、対象外の項目を入手するリスクを低減する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者が申請書等を受領する際に本人確認を行い、対象者以外の情報が記載されていた場合は、これを削除するよう求めるか、不必要な部分に黒塗りするなどにより不要な情報が利用できないようにする。 ・個人情報を照会する際には、複数項目による検索を行うことで、誤って不必要な個人情報の照会を行うことを防ぐ。また個人番号を利用した照会を行う場合は、個人番号の真正性確認が取れていることを確認した上で、照会を行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【申請者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の収集に当たっては、本人や法令に規定された者から収集することを原則としている。 ・権限のない者からの届出を受付しないように届出人の確認を徹底する。 <p>【他部署】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務を行う上で税務事務システム及び統合基盤システムへのアクセスは権限が付与された者しか利用できないように、アクセス権限の制限を設けている。なお、システムの利用に当たっては、ユーザID及びパスワードによる認証、生体情報（指静脈）による認証を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・税務業務に係る各種申請にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」に基づき、個人番号カード、通知カード、住民票の写し及び運転免許証等で本人確認を行う。 ・地方税ポータルシステム（eLTAX）からの入手においては、電子証明書による本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードや通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し等による確認または、システム（オンライン操作またはバッチ処理）による確認を行う。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>【申請者からの提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人確認を適正に実施するとともに、システム(オンライン操作またはバッチ処理)による個人番号の真正性確認(過去に真正性確認を完了している情報の確認や突合)が可能となるよう機能構築する。 <p>【他部署からの提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民の情報については、住民基本台帳等事務システム等から情報を定期的に取得する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号対応を考慮の上、事務処理要領等を見直し、担当部署において「本人確認の実施」「個人番号の真正性確認」「特定個人情報が正確であるかの確認の実施」を明確化する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【本人からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出関係の書類は、受付後は専用の収納ケースに保管する。 窓口でシステム画面が市民側から見えないように端末機を配置する。 <p>【地方税ポータルシステム(eLTAX)からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> LGWANを利用しており暗号化通信を行っている。 <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 照会情報を記載した書類等は、施錠した事務室で保管する。システムへの入力等を終了した場合は速やかに(シュレッダーで)処分する。 事務を行う上で従事者からの統合基盤システムへのアクセスは本市専用回線によるセキュアなネットワーク利用に限定する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティポリシーの周知等を職員に行う。 情報漏えい等の防止のため、責任者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持出すことを禁止する。 アクセス権限の管理を行うとともに、システムへのアクセス記録を残す。 定期的又は随時にウイルス対策ソフトウェアの更新を行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)に接続できるシステムは番号法で定められたものに限定しており、番号法に関係しないシステムが連携することはできない。 統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)から税務事務システムには直接アクセスできない仕組みのため、統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)が情報の紐付けを行うことはできない。 統合基盤システム(宛名情報等管理機能)には個別業務の特定個人情報を保有しない。 番号法に関係する事務を行う部署において、権限を付与された者のみ統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)にアクセス可能な仕組みとする。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 税務事務システムから情報連携ネットワークに接続して情報照会を行う場合は、番号法に定められた事務の範囲で許可された情報のみを閲覧するようにシステム構築する。 税務事務システム及び統合基盤システムは、番号法において各事務で提供が求められた情報のみを中間サーバーに登録・変更できる仕組みとする。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>【認証方法】 <統合基盤システムにおける措置> ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行う。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更を求める設定としている。</p> <p><税務事務システムにおける措置> ・個人毎に従事する事務に必要な業務権限のみを設定としている。 ・権限については管理者にて管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、権限の設定変更を行う。</p> <p>【なりすまし防止策】 従事者には次の事項の遵守を求め、利用ユーザID、パスワードを適切に管理する。 ・ID、パスワードは第三者に知られないように管理する ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない ・パスワードは十分な長さ(8文字以上)とし、他の人物が想像しにくいものから構成する ・パスワードは定期的に変更し、古いパスワードは利用しない ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更する ・必要でない限りシステム間及び職員間でのパスワードの共有は行わないこと ・端末機等のパスワードの記憶機能を利用しない ・パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに端末機管理者に報告し、パスワードを変更する ・使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末から離れる場合にはログオフにする等適切な措置を講じる</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><税務事務システムにおける措置> 【アクセス権限の発効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上必要なユーザIDを確認し、権限を交付する。</p> <p>【アクセス権限の失効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上不要となったユーザIDを確認し、アクセス権限を回収する。</p> <p><統合基盤システムにおける措置> 【アクセス権限の発効管理】 ・統合基盤システムを操作する従事者の権限に応じたユーザID、アクセス権限の割付を行う。</p> <p>【アクセス権限の失効管理】 ・担当替え等により操作権限を無くした者のユーザIDやアクセス権限について利用無効や権限削除を行う。</p>
アクセス権限の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><税務事務システムにおける措置> ・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・ユーザID単位で業務権限を設定し、システム内で利用可能な業務を制限している。 ・管理者に対して、定期的に管理台帳と設定状態との照合を行わせる。</p> <p><統合基盤システムにおける措置> ・操作部署や業務システムの管理者からの申請に基づき、従事者へユーザID及び権限を付与する。担当替え等の際は、システム及び管理者により利用を無効とする。</p>
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<p><統合基盤システム・税務事務システムにおける措置> ・税務事務システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は常用文書として管理する。 ・システム(バッチ処理)に関する特定個人情報の提供・移転による対象となる特定個人情報を特定できるよう記録を常用文書として管理する。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)における記録は、定期的に委託業者より受領する。 ・統合基盤システムにて記録する操作ログの内、税務事務システムに関するものを、税務事務システムにて保管する。</p>

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的にセキュリティ研修を実施する。 ・本番データに対する作業については、作業手順を作成の上、実施することで、誤操作による削除を防止する。 ・操作ログを定期的にバックアップまたは、遠隔地にて保管することで誤操作や災害等による滅失等に備える。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【職員の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の利用を事務の目的の達成に必要な範囲内に限定し、事務目的外の利用・提供を原則として禁止している。 ・研修の実施等により、個人情報保護及び情報セキュリティ意識の向上を図る。 ・利用システムに関する実施手順及び知識について研修を行う。 ・税務事務システム及び統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な利用を抑止する。 <p>【委託事業者の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者に対しては目的外利用及び第三者への提供の禁止を契約で定めており、従事者の教育訓練を義務付けている。 <p>【職員の違反措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反行為を行った場合は法の罰則規定により措置を講ずる。なお、本市では懲戒処分に関する指針により、次の事項の違反時には懲戒処分の対象としており、事務外の使用を抑制している。 <p>個人情報への漏えい 個人情報の目的外利用 情報セキュリティポリシー違反</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【職員の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの運用に関わる職員を対象に、システム及び当該システムにより処理されるデータに関わる情報セキュリティの実施手順について研修を行うとともに、システム運用の手順をマニュアル等に整理する。 <p>【委託事業者の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先に対しては委託契約書にてデータの無断使用及び第三者への提供の禁止や、複写及び複製の禁止をしている。さらに、委託事業者において、当該従事者に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。 <p><税務事務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。 ・原則、USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止している。なお、例外的に、外部記憶媒体への書き込みを行う際は、管理者による承認の上で実施することとし、またその操作記録を取得している。 ・台帳管理された外部記憶媒体の利用実績と操作記録を定期的に確認することで万一の不正複製等を検知する。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【リスク】</p> <p>悪意を持った担当者が事務外で特定個人情報を使用する。</p> <p>【リスクに対する措置】</p> <p>特定個人情報の取扱に係る研修を実施する等により、正当な理由のない提供、不正な利益目的による提供・盗用、職務上知り得た秘密を漏らしたとき又は盗用したとき等の番号法における罰則の強化をはじめ、地方税法、地方公務員法及び大阪市個人情報保護条例等における守秘義務、罰則、懲戒処分等について周知徹底し、けん制機能を働かせる。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	【業者選定時】 ・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得若しくはISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けていることを義務付けている。 【契約時】 ・契約書において次の事項を定めている。 ア 個人情報保護に関する規程、体制の整備 イ 個人情報保護に関する安全管理措置 ウ 情報セキュリティ対策の実施責任者の配置 ・適切な社内における情報保護管理体制が構築されているか、管理体制の説明を求め確認している。 ・必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査を実施する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書に次の規定を設ける。 ①アクセス権限を付与する業務員の名簿の提出と、それ以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止している。 ②データの機密保持に関する事項を明記し、委託処理の際にデータ保護に関する委託先の規程の確認を行っている。 ③委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書に定め、機密保護等の誓約書を提出させている。 ④委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<税務事務システムにおける措置> ・特定個人情報が記録されたサーバー等での作業については、事前に作業計画・手順の提出を求める。 ・各作業における特定個人情報の取扱有無(参照・印刷・媒体出力等)を計画書にて記録している。 ・システム作業に必要となるIDについては、原則、作業員個人に交付し、パスワード及び生体情報(指静脈)による認証としている。 ・システム作業のためにサーバー等のメンテナンス用のID、パスワード及びデータベースのメンテナンス用ID、パスワードなど、個人化できないIDについては、当日の作業報告と照合することで作業員の特定ができる。 ・サーバー等に対して行った操作ログを取得できる。 ・上記の作業実績等については、磁気ディスクに記録し毎日蓄積・保存する。保存した記録については、磁気テープにまとめて遠隔地に保管する。なお、記録は常用文書として管理する。 ・定期的にシステム作業に必要となるIDのパスワード変更を行う。また、実際の登録内容が本市にて管理するものと相違ないことを確認することで、不正なIDやパスワードの設定を防止する。 <電子申告等システムにおける認定委託先事業者における措置> ・個人毎にユーザーIDを作成して運用し、ログを保管する事により、追跡可能としている。 ・利用者情報は台帳にて管理し、OSに不要なユーザーIDが登録されていない事を定期的に確認している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報を第三者に提供する等の委託業務の再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得ることとしている。 ・必要に応じて作業場所の立入検査を実施する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・データの秘密保持に関する事項を遵守するように契約書等に明記する。 ・データの無断使用及び第三者への提供の禁止を契約書等に明記する。 ・委託元は、必要があると認めるときは、委託先の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約書等に基づき取り扱ったデータ等については、不要となった時点で速やかに返還又は消去させること。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。 ・個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定める。 ・個人情報等の管理が適切でない認められる場合、委託業者に対し改善を求めるとともに、個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。 ・目的外利用の禁止及び第三者への提供を禁止する。 ・個人情報等の外部への持ち出しを禁止する。 ・個人情報等を複写又は複製を禁止する(本市の同意を得た場合を除く)。 ・個人情報等の保護状況について立入検査を実施することが可能とする。 ・一括再委託等を禁止する。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の遵守を契約書に記載している。 ・業務に対する再委託先従事者の名簿提出を義務付けている。 ・秘密保持義務に関し覚書を交わしている。 	
その他の措置の内容	損害賠償に関する内容を契約内容に記載し、けん制機能を働かせる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての提供・移転(オンライン操作及びバッチ処理による提供・移転)について、記録する。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)における記録は、定期的に委託業者より受領する。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法または条例で定められた事務(システム)の範囲内において特定個人情報の提供・移転を行うものとし、範囲外からの照会においては、個人番号を提供・移転しないようシステム機能を構築する。また、提供・移転を実施した際は、その実績を記録する。 ・特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。 	
その他の措置の内容	原則、USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止している。なお、例外的に、外部記憶媒体への書き込みを行う際は、管理者による承認の上で実施することとし、またその操作記録を取得している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	番号法または条例で定めのない事務(システム)からの照会においては、個人番号を提供・移転しないようシステム機能を構築する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	番号法または条例で定めのない事務(システム)からの照会においては、個人番号を提供・移転しないようシステム機能を構築する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><税務事務システムの運用における措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN(バーチャルプライベートネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><税務事務システムの運用における措置> ①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されることになっており、税務事務システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。 ②中間サーバーに保有される特定個人情報は、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなっており、不正な提供が行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> セキュリティ実施手順等について定期的に職員へ研修を行う。また、情報漏えい等の防止のため、管理者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室外に持出すことの禁止、アクセス権限の管理、システムへのアクセス記録、コンピュータウイルス対策を実施する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><税務事務システムの運用における措置> ①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されるようになっており、税務事務システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。 ②中間サーバーに保有される特定個人情報は、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなっており、誤った情報の提供が行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>【情報システム室における対策】 特定個人情報を格納するサーバーを設置する情報システム室は次の対策を行っている。 ・情報システム室は無窓構造であり、入退室できるドアは2か所に限定しており、これらのドアもICカードによる入退室管理を行っている。 ・サーバー機器は施錠されたラック内部に格納されている。 ・情報システム室には火災報知機やガス系消火設備を設置するなどの防火措置を行っている。 ・情報システム室内に設置したサーバーは、転倒・落下防止等の耐震対策を行っている。 ・情報システム室で利用する電源はCVCF装置や自家発電装置を設置し、電氣的障害に対する措置を講じている。</p> <p>【記録媒体等の保管場所における対策】 ・バックアップデータは、中央情報処理センター内に保管し、入室者の制限を行っている。 ・また、大規模な災害に備えて、バックアップ媒体を保管ケースに格納の上、大阪府外の遠隔地に保管している。なお、ケースは施錠しており、鍵は本市職員にて管理している。 ・電子申告等システムにおける認定委託先事業者においては、専用ラック内に格納して施錠管理している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>【ウイルス対策】 ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、サーバー及び端末機に常駐させることで、コンピュータウイルス等の不正プログラム検出を行っている。 ・ウイルス対策ソフトウェアについて、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施している。</p> <p>【不正アクセス対策】 ・税務事務システム及び統合基盤システムは住民情報等を取り扱う重要システムが利用する専用ネットワークに接続しており、インターネットに接続できない。 ・税務事務システムにて利用する個人情報ファイルは、税務事務システム内の共有ファイルサーバ等に保存しており、インターネットに接続可能な庁内情報系ネットワークに接続された端末に移動・保管する運用は行っていない。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>【その他】 ・システム画面についてはスクリーンコピーを不可能とする設定を行っている。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生なし]</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>		
<p>再発防止策の内容</p>		
<p>⑩死者の個人番号</p> <p>具体的な保管方法</p>	<p>[保管している]</p>	<p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p> <p>生存者の個人番号と同様の保管としている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>		
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク</p>		
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><税務事務システムにおける措置> ・住民の情報については、住民基本台帳システムから情報を定期的に取得する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を保管する。 <統合基盤システムにおける措置> ・統合宛名に係る住民の4情報については、住民基本台帳システムと連携し、最新の状態を維持する。また、住民以外の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報に更新される。</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データについては、保存期間経過後、システムにてデータベースより削除する。 ・バックアップデータについては、保存期間経過後、システムにてバックアップ媒体より削除する。 ・保存年限を過ぎた申告書等の紙資料については、溶解処分を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>・個人情報保護委員会が実施する「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について」及び評価書の見直し時期を契機に、評価書のリスク対策に記載されている項目の措置状況を点検する。 ・なお、国税連携システムについては、総務省基準に基づき、自己評価を行っている。 ・個人情報の取扱いに関するチェック事項を定めるとともに、その履行確認を定期的(月1回)に行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者(情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理規程」にて規定。)が実施する内部検査において、すべてのシステムの情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行い、対応できていない項目の改善案を作成し、順次対応を行う。 ・監査委員による監査の一環として、自己点検や情報セキュリティ検査の結果等を参考に監査対象を選定し、情報セキュリティ監査を実施している。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)においては、一般社団法人地方税電子化協議会及び認定委託先事業者が外部監査を受けている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><税務事務システムにおける措置> ・本システムについて、市税事務所等のシステム利用部署の責任者(情報セキュリティ責任者)に新たに着任した者について、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行っている。 ・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムのセキュリティ対策実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。 ・委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書(協定書)に定め、秘密保持に関する覚書を提出させている。さらに、委託事業者において、従業者に対してプライバシーマーク等の取得要件に定められている“個人情報に関する取扱いや法令等の遵守”について、教育(研修等)を実施させている。 ・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
②請求方法	・窓口(大阪市役所本庁舎1階市民相談室)で直接、開示・訂正・利用停止請求 ・郵便にて開示・訂正・利用停止請求
特記事項	大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載する予定。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市財政局税務部管理課 06-6208-7746
②対応方法	問合せ内容を十分聞き取り、申出者に説明を行い、その対応について記録を残す。 漏えい等に係る問い合わせについては、必要に応じて調査等を実施し、申出者に説明する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年5月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	大阪市ホームページへの掲載並びに大阪市財政局税務部管理課及び市民情報プラザ(大阪市役所1階)での配架等により意見募集内容の閲覧を行い、郵送、FAX、電子メール又は窓口(大阪市財政局税務部管理課)への持参により意見を受け付けた。
②実施日・期間	平成27年6月15日(月)から平成27年7月14日(火)
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	【特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置(評価書104ページ)について】 リスクに対する措置はもっと具体的な内容であるべきだ。 【その他のリスク対策(評価書115ページ)について】 監査体制に関して記載されているが、総括情報セキュリティ責任者の人数や配置などを具体的に記載すべきである。 【その他のリスク対策(評価書115ページ)について】 従業者への教育・啓発に関して記載されているが、委託事業者の研修に関して具体的に記載すべきだ。 【評価書全般について】 日本年金機構で起こった年金情報流出事件のような「標的型メール」に対する対策はどのように行っているのか、具体的にリスクとして記載すべきだ。また、仮に流出が起こった場合、どのように対策を行うのか記載すべきだ。 ※パブリック・コメント実施時の資料に記載されていたページ数を記載しているため、現在公表しているページ数と異なります。
⑤評価書への反映	寄せられた意見に対する本市の考え方を一覧形式で取りまとめ、本市ホームページ等において公表した。当該一覧において、「意見を踏まえて評価書を修正する」旨の回答をしたものについては、意見内容を踏まえて本評価書の修正を行った。
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年9月10日(木)
②方法	大阪市個人情報保護審議会による点検
③結果	特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置が講じられていると認められる。
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月31日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第16の項 ・番号法第9条第2項(平成28年1月を予定)	・番号法第9条第1項 別表第一 第16の項 ・番号法第9条第2項	事後	実施済みのため
平成28年8月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第9号(本市条例及び特定個人 情報保護委員会規則による)	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第10号(本市条例及び個人情報 保護委員会規則による)	事後	法律改正(平成28年3月31日 法律第15号及び機関名称変 更のため)
平成28年8月31日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	澤田 宜範	燈田 豊	事後	人事異動のため
平成28年8月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ①入手元	地方港局団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構	事後	誤字のため
平成28年8月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社日立システムズ	アクセンチュア株式会社	事後	入札による委託業者変更のため
平成28年8月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	塚田印刷株式会社・株式会社コーユービジネ ス・レスター工業株式会社・東洋印刷株式会社・ 赤坂印刷株式会社	塚田印刷株式会社、株式会社コーユービジネ ス、東洋印刷株式会社、赤坂印刷株式会社	事後	入札による委託業者変更のため
平成28年8月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	塚田印刷株式会社・株式会社コーユービジネ ス・レスター工業株式会社・東洋印刷株式会社・ 株式会社サンビジネス・株式会社アテナ・コン ピューターサプライ株式会社	塚田印刷株式会社、株式会社コーユービジネ ス、東洋印刷株式会社、コンピューターサプラ イ株式会社	事後	入札による委託業者変更のため
平成28年8月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	TIS株式会社・株式会社レディースデータサービ ス	TIS株式会社、システムズ・デザイン株式会社	事後	入札による委託業者変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑥委託先名	(株)ヒューマンプラス	(株)セゾンパーソナルプラス	事後	社名変更のため
平成28年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	IT統括課等で作成される帳票等が大量にあり、それらの搬送が必要となるため	ICT戦略室ICT統括担当等で作成される帳票等が大量にあり、それらの搬送が必要となるため	事後	組織編成変更のため
平成28年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主である都道府県知事又は市町村長	事後	脱字
平成28年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先59～61 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法律改正(平成28年3月31日法律第15号)
平成28年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先59～61 ⑥提供方法	その他(番号法施行令第23条に規定された措置を満たす方法)	紙 その他(国税連携システム)	事後	付帯的な措置が告示されたことによる修正(内閣総理大臣が定める)
平成28年8月31日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市財政局税務部管理課 06-6208-8236	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市財政局税務部管理課 06-6208-7746	事後	組織編成変更のため
平成29年12月11日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第16の項 ・番号法第9条第2項	(1)番号法第9条第1項 別表第一 第16の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第16条	事後	記載方法の見直しのため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月11日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第10号(本市条例及び個人情報保護委員会規則による) 	<p>【情報照会】</p> <p>(1)番号法第19条第7号 別表第二の27の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。)第20条</p> <p>【情報提供】</p> <p>(1)番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (2)番号法別表第二の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p>	事後	記載方法の見直しのため
平成29年12月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<p>【収納管理・滞納整理】</p> <p>○入手元(評価実施機関内の他部署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料、児童福祉施設等徴収金滞納情報／毎年6月、12月／入手方法は媒体 	<p>【収納管理・滞納整理】</p> <p>○入手元(評価実施機関内の他部署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料、児童福祉施設等徴収金滞納情報／毎年5月、6月／入手方法は媒体 	事後	実施時期変更による修正
平成29年12月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	10	13	事後	記載方法の見直し・修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	⑦再委託する ⑧再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない(ただし簡易な業務は除く)。 また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容等をホームページで公表する。 ⑨業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務	⑦再委託しない ⑧ - ⑨ -	事後	記載方法の見直し・修正のため
平成29年12月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	⑧再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない(ただし簡易な業務は除く)。 また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容等をホームページで公表する。 ⑨業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務	⑧業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。 ⑨統合基盤システムに関する製造、試験、環境構築(本番・保守)、及び運用保守における一部業務	事後	記載方法の見直し・修正のため
平成29年12月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	塚田印刷株式会社、株式会社コーユービジネス、東洋印刷株式会社、赤坂印刷株式会社	塚田印刷株式会社、株式会社コーユービジネス、東洋印刷株式会社、レスター工業株式会社	事後	入札による委託業者変更のため
平成29年12月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	TIS株式会社、システムズ・デザイン株式会社	TIS株式会社	事後	入札による委託業者変更のため
平成29年12月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項11~13追加	-	番号制度導入によるシステム改修追記(II 特定個人情報ファイルの概要を参照)	事後	平成28年度に新たに契約締結を行ったため追加
平成29年12月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く)。 提供・移転の有無	提供を行っている 61件 移転を行っている 19件	提供を行っている 63件 移転を行っている 25件	事後	法別表二の改正による追記及び移転内容の見直しのため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月11日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)リスク2 不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【申請者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の収集に当たっては、本人や法令に規定された者から収集することを原則としている。 ・権限のない者からの届出を受付しないように届出人の確認を徹底する。 <p>【他部署】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務を行う上で税務事務システム及び統合基盤システムへのアクセスは権限が付与された者しか利用できないように、アクセス権限の制限を設けている。 	<p>【申請者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の収集に当たっては、本人や法令に規定された者から収集することを原則としている。 ・権限のない者からの届出を受付しないように届出人の確認を徹底する。 <p>【他部署】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務を行う上で税務事務システム及び統合基盤システムへのアクセスは権限が付与された者しか利用できないように、アクセス権限の制限を設けている。なお、システムの利用に当たっては、ユーザID及びパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行っている。 	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・二要素認証システムの導入(平成29年4月)に伴う変更 ・記載方法の見直しのため
平成29年12月11日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>【認証方法】</p> <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にもみユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証を行う。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともに系統的に変更を求める設定としている。 <p><税務事務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人毎に従事する事務に必要な業務権限のみを設定としている。 ・権限については管理者にて管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、権限の設定変更を行う。 	<p>【認証方法】</p> <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にもみユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行う。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともに系統的に変更を求める設定としている。 <p><税務事務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人毎に従事する事務に必要な業務権限のみを設定としている。 ・権限については管理者にて管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、権限の設定変更を行う。 	事後	<p><二要素認証></p> <ul style="list-style-type: none"> ・二要素認証システムの導入(平成29年4月)に伴う変更 ・記載方法の見直しのため <p><パスワードポリシー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月1日 セキュリティ対策基準での規定内容に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月11日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	【なりすまし防止策】 従事者には次の事項の遵守を求め、利用ユー ザID、パスワードを適切に管理する。 ・ID、パスワードは第三者に知られないよう に管理する ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等 には一切応じない ・パスワードは十分な長さとし、英数字又は 記号等を含み、辞書掲載単語や単純な文字 列、職員番号等の使用は避け、他の人物が 想像しにくいものから構成する ・パスワードは定期的に変更する ・端末機等のパスワードの記憶機能を利用し ない ・パスワードが流出した可能性がある場合は、 速やかに端末機管理者に報告し、パスワード を変更する ・使用する機器や記録媒体について、権限を 有しない者の使用や閲覧を防止するため、端 末から離れる場合にはログオフにする等適切 な措置を講じる	【なりすまし防止策】 従事者には次の事項の遵守を求め、利用ユー ザID、パスワードを適切に管理する。 ・ID、パスワードは第三者に知られないよう に管理する ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等 には一切応じない ・パスワードは十分な長さ(8文字以上)とし、 他の人物が想像しにくいものから構成する ・パスワードは定期的に変更し、古いパスワ ードは利用しない ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で 変更する ・必要でない限りシステム間及び職員間での パスワードの共有は行わないこと ・端末機等のパスワードの記憶機能を利用し ない ・パスワードが流出した可能性がある場合は、 速やかに端末機管理者に報告し、パスワード を変更する ・使用する機器や記録媒体について、権限を 有しない者の使用や閲覧を防止するため、端 末から離れる場合にはログオフにする等適切 な措置を講じる	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月11日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録・具体的な方法</p>	<p>< 税務事務システムにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が記録されたサーバー等での作業については、事前に作業計画・手順の提出を求める。 ・システム作業のためにサーバー等のメンテナンス用のID、パスワード及びデータベースのメンテナンス用ID、パスワードを利用させており、当日の作業報告と照合することで作業者の特定ができる。 ・サーバー等に対して行った操作ログを取得できる。 ・上記の作業実績等については、磁気ディスクに記録し毎日蓄積・保存する。保存した記録については、磁気テープにまとめて遠隔地に保管する。なお、記録は常用文書として管理する。 ・定期的にシステム作業に必要なIDのパスワード変更を行う。また、実際の登録内容が本市にて管理するものと相違ないことを確認することで、不正なIDやパスワードの設定を防止する。 <p>< 電子申告等システムにおける認定委託先事業者における措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人毎にユーザーIDを作成して運用し、ログを保管する事により、追跡可能としている。 ・利用者情報は台帳にて管理し、OSに不要なユーザーIDが登録されていない事を定期的に確認している。 	<p>< 税務事務システムにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が記録されたサーバー等での作業については、事前に作業計画・手順の提出を求める。 ・各作業における特定個人情報の取扱有無(参照・印刷・媒体出力等)を計画書にて記録している。 ・システム作業に必要なIDについては、原則、作業者個人に交付し、パスワード及び生体情報(指静脈)による認証としている。 ・システム作業のためにサーバー等のメンテナンス用のID、パスワード及びデータベースのメンテナンス用ID、パスワードなど、個人化できないIDについては、当日の作業報告と照合することで作業者の特定ができる。 ・サーバー等に対して行った操作ログを取得できる。 ・上記の作業実績等については、磁気ディスクに記録し毎日蓄積・保存する。保存した記録については、磁気テープにまとめて遠隔地に保管する。なお、記録は常用文書として管理する。 ・定期的にシステム作業に必要なIDのパスワード変更を行う。また、実際の登録内容が本市にて管理するものと相違ないことを確認することで、不正なIDやパスワードの設定を防止する。 <p>< 電子申告等システムにおける認定委託先事業者における措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人毎にユーザーIDを作成して運用し、ログを保管する事により、追跡可能としている。 ・利用者情報は台帳にて管理し、OSに不要なユーザーIDが登録されていない事を定期的に確認している。 	事後	記載方法の見直しのため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月11日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、毎年1回、総括情報セキュリティ責任者が実施する内部監査において全てのシステムのセキュリティ対策の状況について確認を行い、外部監査人による評価を受ける。 ・なお、国税連携システムについては、総務省基準に基づき、自己評価を行っている。 ・個人情報の取扱いに関するチェック事項を定めるとともに、その履行確認を定期的(月1回)に行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護委員会が実施する「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について」及び評価書の見直し時期を契機に、評価書のリスク対策に記載されている項目の措置状況を点検する。 ・なお、国税連携システムについては、総務省基準に基づき、自己評価を行っている。 ・個人情報の取扱いに関するチェック事項を定めるとともに、その履行確認を定期的(月1回)に行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 	事後	記載方法の見直しのため
平成29年12月11日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・総括情報セキュリティ責任者(情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理規程」にて規定。)が毎年セキュリティ内部監査として、セキュリティ対策の実施状況について確認を行っており、本システムについてもその中で確認を行っている。また、セキュリティ内部監査の結果、必要と認められるシステムについては、選任された外部の監査員によるセキュリティ監査を受け、問題点の把握・改善に努めている。また、セキュリティ内部監査の結果、必要と認められるシステムについては、選任された外部の監査員によるセキュリティ監査を受け、問題点の把握・改善に努めている。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)においては、一般社団法人地方税電子化協議会及び認定委託先事業者が外部監査を受けている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者(情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理規程」にて規定。)が実施する内部検査において、すべてのシステムの情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行い、対応できていない項目の改善案を作成し、順次対応を行う。 ・監査委員による監査の一環として、自己点検や情報セキュリティ検査の結果等を参考に監査対象を選定し、情報セキュリティ監査を実施している。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)においては、一般社団法人地方税電子化協議会及び認定委託先事業者が外部監査を受けている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 	事後	記載方法の見直しのため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月11日	(別添1)事務の内容 (5) 事業所税	納税義務者・貸ビル申告書	納税義務者・貸ビル申告書	事後	誤字のため
平成29年12月11日	(別紙)提供先1～61	番号法第19条第〇号 別表第二 第〇の項	(資料4)大阪市 地方税事務 全項目評価書【別添資料】提供・移転先一覧のとおり	事後	「①法令上の根拠」の記載要領の見直しによるもの
平成29年12月11日	(別紙)提供先62～63の追加	-	(資料4)大阪市 地方税事務 全項目評価書【別添資料】提供・移転先一覧のとおり	事後	法別表二の改正による追記
平成29年12月11日	(別紙)移転先1～18	番号法第9条第2項	(資料4)大阪市 地方税事務 全項目評価書【別添資料】提供・移転先一覧のとおり	事後	「①法令上の根拠」、「②移転先における用途」の記載要領の統一によるもの
平成29年12月11日	(別紙)移転先12	福祉局障がい者施策部障がい支援課・健康局	福祉局障がい者施策部障がい支援課・健康局 保健所管理課及びこころの健康センター	事後	記載内容の見直しのため
平成29年12月11日	(別紙)移転先14の削除	福祉局 年金生活者支援給付金関係事務	削除(移転先15以降、通番繰り上がり)	事後	移転内容の見直しのため削除
平成29年12月11日	(別紙)移転先19の削除	都市整備局 公営住宅関係事務	削除	事後	移転内容の見直しのため削除
平成29年12月11日	(別紙)移転先18～25の追加	-	(資料4)大阪市 地方税事務 全項目評価書【別添資料】提供・移転先一覧のとおり	事後	移転内容の見直しのため